

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三第九項の規定によって、尾道系崎港
港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。

平成二十五年九月十九日

尾道系崎港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 港湾計画の変更の概要

平成五年九月十六日付け広島県報によってその概要を公告した尾道系崎港港湾計画につ
いて変更した事項は、次のとおりである。

1 小型船だまり計画

地区名	施設及び規模
松 浜	防波堤 延長四六〇メートル（うち四三〇メートル既設） 小型栈橋 八基 埠頭用地 一ヘクタール
山 波	航路 水深二メートル 幅員二〇メートル 泊地 水深二メートル 二ヘクタール 防波堤 延長一八〇メートル（うち一〇〇メートル既設） 小型栈橋 七基 船揚場 延長一〇メートル 埠頭用地 一ヘクタール

2 臨港交通施設計画

地区名	施設及び規模
松 浜	道路 臨港道路松浜線 起点松浜地区公共埠頭 終点国道二号 二 車線

3 港湾環境整備施設計画

地区名	施設及び規模
松 浜	緑地 三ヘクタール（うち一ヘクタール既設）

4 土地造成及び土地利用計画

土地造成計画

地区名	施設及び規模
山 波	埠頭用地 一二ヘクタール

土地利用計画

地区名	施設及び規模
松 浜	埠頭用地 一ヘクタール 都市機能用地 一ヘクタール 交流厚生用地 一ヘクタール 交通機能用地 一ヘクタール 緑地 三ヘクタール
久 保	交流厚生用地 一ヘクタール
山 波	埠頭用地 一三ヘクタール

5 港湾の効率的な運営に関する事項

尾道系崎港において、港湾の利便性やサービスの向上等、港湾の効率化を図るため、港湾利用者のニーズを十分把握するとともに利用促進活動を進める。

6 大規模地震対策施設計画

地区名	施設及び規模
系 崎	岸壁 水深一〇メートル 延長一八五メートル 一バース 道路 臨港道路系崎線 起点市道系崎一六四号線 終点市道系崎一 二二号線 二車線
松 浜	緑地 二ヘクタール 道路 臨港道路松浜線 起点松浜地区公共埠頭 終点国道二号 二 車線

二 港湾計画の縦覧の場所

広島県土木局港湾漁港整備課（広島市中区基町一〇番五二号）